

令和7年第1回見附市教育委員会定例会 議事録

○招集日時 令和7年2月19日（水）14時00分

○招集場所 見附市役所 4階402会議室

○会議に付した議件

議第1号 見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第2号 見附市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則の制定について

議第3号 見附市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱を廃止する要綱の制定について

議第4号 見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第5号 見附市未熟児養育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第6号 見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について

議第7号 令和6年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について

議第8号 令和7年度見附市一般会計予算案（教育関係）に関する意見の聴取について

議第9号 教職員（管理職）人事の内申について

○出席者（4名）

教 育 長 渡 邊 茂 夫

委 員 小 林 弘 武

委 員 小 倉 美 砂 子

委 員 齋 木 可 奈 子

○事務局出席者（8名）

教育部長兼教育総務課長 近 藤 芳 生

学 校 教 育 課 長 佐 藤 昌 弘

こ ど も 課 長 鈴 木 浩

主幹兼こども課長補佐 橘 和 紀

教育総務課長補佐 岩 崎 濟

学校教育課長補佐 宮 田 雅 仁

こども課長補佐 矢 澤 明 美

副主幹兼総務管理係長 山 谷 一 憲

14時00分 開会

教 育 長

只今より、令和7年第1回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席者4人であります。武田委員が欠席となります。

教 育 長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により小倉委員を指名します。

教 育 長

日程第2、報告1「12月市議会定例会一般質問について」を、教育部長より報告
願います。

教育部長

報告事項1「12月市議会定例会一般質問について」ご報告いたします。

今回の一般質問の通告で、教育委員会関連のものとしましては、関議員、樺澤議員、
大坪議員、佐野勇議員、重信議員、馬場議員の6名から質問がありました。その概要
について報告いたします。

まず、関議員から「稲田市政における財政と課題解決について3カ年の検証につい
て」質問がありました。

市としては、今後も学校と家庭・地域が一体となり、市民総がかりで子どもの成長
を支える共創郷育の仕組みによる取り組みを着実に推進していくことと、陶芸窯の地
域貢献について高く評価しつつ、地域と学校が共に協力しあう地域貢献も時代に合わ
せた運用が必要であると答弁いたしました。

次に、樺澤議員から「今後の保育環境について」質問がありました。

保育士の処遇改善については、国の示す処遇改善率に近づけられるよう各園と連携

を図ること、保育士の確保については人材バンクを立ち上げたこと、また研修会を実施し保育士の資質向上を図っていること、保育施設の老朽化については将来の方向性の検討を踏まえ対応することが必要であると答弁しました。

次に、大坪議員から「令和7年度予算の稲田カラーと諸問題について」質問がありました。

安心安全で快適な教育環境の整備を行うため、学校長寿命化計画に基づき名木野小の工事をおこなっているが、学校配置等検討委員会での答申を見ながら、今後、長寿命化計画の改定をおこなう予定としていると答弁いたしました。

次に、佐野勇議員から「人口減少地域における保育園の在り方と対応策について」質問がありました。

少子化に伴い、地域でも保育所を維持していくため民間施設の取組をサポートしていくことに加え、保育提供量を調整する必要があることから公立保育園の民営化を進めてきたこと、公立保育園では老朽化が進み将来的な役割を見据えながら検討することも必要になると考えられることから、市全体として安心できる保育環境をしっかりと維持していきたいと答弁いたしました。

次に、重信議員から「放課後児童クラブについて」と「子宮頸がんワクチンの接種について」質問がありました。

市内の各学童クラブで定めた運営規程により事業が実施されているため、料金や開設時間、実施環境等も異なっており、運営団体や保護者の意見を聞きながら統一した方がよい項目を整理し検討していくこと、人材確保と育成については人材バンクを実施して支援していること、学校配置等検討委員会の答申後については、市の方針が決まった後に必要があれば検討を行う予定としていると答弁いたしました。

また、子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種の接種勧奨状況と経過措置への対応について答弁いたしました。

最後に、馬場議員から「異常な物価高騰の中で、市民の生活を守る財政運営について」質問がありました。

給食費の無償化については、必要であれば市で事業予算について検討をするほか、国・県で対応していただくべきものはしっかり要望していくことで、メリハリのついた財政運営の実現を図りたいと答弁いたしました。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終了します。

次に、報告2「学校給食費の改定について」を、教育部長より報告願います。

教育部長

報告事項2「学校給食費の改定について」ご報告いたします。

令和5年度に続いて、令和6年度に給食費を改定しましたが、ウクライナ情勢等による光熱費高騰や食材価格の上昇が続く中、献立の工夫や物資選定による食材費の抑制などにより、献立内容を維持することが困難な状況となっています。

このような状況から、引き続き児童生徒の心と体が大きく成長できるよう安全で安心な学校給食の提供を行うため、令和7年度も給食費の改定を行う予定です。

改定額ですが、令和7年4月から提供する1食当たりの給食費を前年度比で約6.8～6.9%、小学校で22円、中学校で25円の値上げ予定です。これにより1食当たりの給食費が、小学校で318円から340円に、中学校で368円から393円となります。影響額についてですが、年間給食回数を200回で試算しますと、小学校で年間4,400円、中学校で年間5,000円の負担増となります。

給食費の改定額についてですが、令和2年（2020年）消費者物価指数（食料）を100とした時の、令和6年7月から12月の消費者物価指数（食料）の平均上昇率19.5%を参考とし、米価高騰の特殊要因6円を加えて改定額としています。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問ございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

無いようですので、質疑を終了します。

次に、報告3「小・中・特別支援学校卒業式への臨席について」を、教育部長より報告願います。

教育部長

報告事項3「小中特別支援学校卒業式への臨席について」ご報告いたします。

このことについて、来賓として教育委員会に卒業式への出席依頼がありましたので、「令和6年度卒業式日程及び市代表出席者名簿」にあります表のとおりとさせていただきますので、例年のとおりご対応をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問ございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

無いようですので、以上で報告事項を終了します。

教 育 長

それでは、日程第3、議件に移ります。

審議に入ります。

議第1号「見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第1号「見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」説明します。

条例改正の理由ですが、国の「児童福祉施設の設備や運営に関する基準」および「家庭的保育事業等の設備や運営に関する基準」を一部改正する内閣府令が公布されたことに伴い、本条例を改正するものです。

改正の概要ですが、国の改正に合わせ、小規模保育事業所および事業所内保育事業所における3歳以上の児童に係る保育士等の配置基準を見直すものです。

また、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士免許を取得することが可能となることを受け、国の改正に合わせ、各種施設の基準において栄養士の配置を求めている部分に、管理栄養士を追加するものです。

条文を説明します。

第16条では、家庭的保育事業者等は、連携施設などで調理した食事を提供できるとする特例を定めていますが、栄養士による必要な配慮を求める第1項第2号において、「管理栄養士」を加えるものです。

第29条、第31条、第44条、第47条は、それぞれ、「小規模保育事業所A型」「小規模保育事業所B型」「保育所型事業所内保育事業所」「事業所内保育事業所」の職員について定めており、特例で3歳以上の児童を受け入れる場合の保育士等の配置基準を、3歳児は「おおむね20人につき1人」を「おおむね15人につき1人」に、4歳以上の児童は、「おおむね30人につき1人」を「おおむね25人につき1人」と

改めるものです。

附則におきまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第2号「見附市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第2号「見附市招致外国青年就業規則の一部改正について」ご説明いたします。

令和4年6月17日に刑法等の一部を改正する法律が公布され、令和7年6月1日から施行されることになりました。

これにより、規則中の「禁固」を「拘禁刑」に改めるなどの改正を行う必要が生じたことによる改正を行うもの、また、あわせて第18条第4項について、条文中の文言修正を行うものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

小林委員

「招致外国青年」というのは、どういう人を指す言葉なのでしょうか。

学校教育課長

外国語を指導するために海外から働きに来ている、いわゆる「ALT」と呼ばれる人を指します。

教 育 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第3号「見附市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱を廃止する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第3号「見附市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱を廃

止する要綱の制定」について説明します。

はじめに、要綱廃止の理由です。

この要綱は、子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨の差し控えにより、接種の機会を逃した平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女性を対象に、対象年齢を過ぎて任意接種を受けた者に対し、償還払いを行うに当たり必要な事項を定めております。当該事業の申請期限が令和7年3月末日で終了することから廃止したいものです。

附則におきまして、この要綱は、令和7年4月1日から施行するものです。

なお、当要綱が対象とする予防接種は、子宮頸がん予防ワクチンを任意接種した際のものであり、同年代に対しては、これとは別にキャッチアップ接種として、公費負担での接種の機会を確保しております。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第4号「見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱

の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第4号「見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明します。

一部改正の理由ですが、要保護児童等の支援が多様化してきており、支援の検討を行う本協議会の目的を果たせるよう、時代に応じた多様な支援機関を柔軟に委員に加えることができるようにするためのものです。

条文を説明します。

代表者会議を構成する関係機関を定める別表第1に、「その他市長が必要と認める機関」を加え、実務者会議を構成する機関の実務者を定める別表第2に、「その他市長が必要と認める者」を加える改正です。

附則におきまして、この要綱は、令和7年4月1日から施行するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第5号「見附市未熟児養育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第5号「見附市未熟児養育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明します。

一部改正の理由ですが、健康保険証がマイナンバーカードを基本とする仕組み、いわゆる「マイナ保険証」へ移行し、令和6年12月2日から現行の健康保険証が新規発行されなくなったことに伴い、こども家庭庁通知「未熟児養育事業の実施について」の一部改正が行われたため、市の要綱においても一部文言を見直すものです。

改正内容ですが、申請書や台帳等の様式を定める、別記様式第1号、第4号、第5号、第6号の1、第6号の2、第9号、第10号中の「被保険者証等の記号・番号」の文言を「医療保険各法の記号・番号」に改めるための改正を行うものです。

附則におきまして、この要綱は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和6年12月2日から適用するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第6号「見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第6号「見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について」説明します。

一部改正の趣旨ですが、「刑法等の一部を改正する法律」が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から、「懲役」及び「禁固」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」が創設されることに伴い、本要領中の文言の見直しを行うものです。

改正の内容ですが、受給者証の様式を定める別記第2号様式裏の「不正使用の注意書き」にある「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

附則において、この要領は、令和7年6月1日から施行し、経過措置として、改正前の別記第2号様式については、当分の間、使用することができるものとするものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第7号「令和6年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」を議題とします。

こども課長、教育部長、学校教育課長の順に、それぞれ関係部分の説明を求めます。

こども課長

議第7号「令和6年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」こども課関係部分を説明いたします。

3款民生費、2項1目「出産・子育て応援事業」589万4千円の減額は、令和7年度の制度改正に伴うシステム改修に必要な委託料110万6千円の増額と、今年度の妊娠届出数、出生数が想定よりも少なかったため給付金を700万円減額する予算を計上しています。

なお、システム改修の委託料については、国の補助の関係で令和6年度予算に計上しますが、令和7年度に繰り越して、執行する予定です。

次に、3款民生費、2項2目「私立保育所運営事業」4,179万3千円の増額は、人件費を考慮した公定価格の改定が行われたため、私立保育園に対する委託料を増額するものです。

次に、3款民生費、2項2目「認定こども園・小規模保育施設運営事業」3,391万7千円の増額は、同じく、人件費を考慮した公定価格の改定が行われたため、認定こども園等に対する施設型給付費負担金を増額するものです。

次に、3款民生費、2項4目「児童手当等交付事業」1,726万5千円の減額は、

支給対象児童数が見込みよりも少なかったため、扶助費を減額するものです。

次に、4款衛生費、1項4目「妊産婦医療費助成事業」120万円の増額は、年間を通してさまざまな感染症が流行したため、医療費が見込みよりも多くなり、助成費の不足分を計上するものです。

次に、4款衛生費、1項4目「妊産婦健康診査料助成事業」520万円の減額は、妊娠届出数が少なく、妊産婦健康診査受診者が想定よりも少なかったため健康審査委託料を減額するものです。

次に、4款衛生費、1項4目「養育医療給付事業」230万1千円の増額は、養育を必要とする低出生体重児の出生が見込みよりも多かったため、給付費等の不足分を計上するものです。

こども課は以上です。

教育部長

続いて、教育総務課分の補正予算について説明します。

10款教育費、2項1目「小学校施設管理費」1億8,483万円の増額であります。令和7年度に実施予定としていた新潟小学校のGHPエアコン更新工事の前倒し実施に伴う工事請負費1,226万6千円の増額と、名木野小学校長寿命化改良工事の令和6年度工事費を令和7年度工事に振り替えるため1億9,709万6千円を減額し、合わせて1億8,483万円の減額をお願いするものであります。

教育総務課分は以上でございます。

学校教育課長

続いて、学校教育課関係の補正予算について説明させていただきます。

10款教育費、5項1目「社会教育総務一般経費」のうち、社会教育総務一般経費30万8千円の増額補正をお願いするものでございます。

補正の理由であります。人勧実施による三市南蒲地域視聴覚教育協議会職員の人

件費増に伴う、構成市町村負担金の増額によるものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第8号「令和7年度見附市一般会計予算案（教育関係）に関する意見の聴取について」を議題とします。

教育部長、こども課長、学校教育課長の順に、それぞれ関係部分の説明を求めます。

教育部長

議第8号「令和7年度一般会計予算案（教育関係）に関する意見の聴取について」を説明いたします。

別添え資料「令和7年度当初予算の概要（抜粋）」で説明いたします。

「3. 各会計別歳入歳出予算総括表」にありますように、令和7年度一般会計の当初予算につきましては、199億8,000万円となり、前年度比10億7,000万円、率にして5.7%の増となっております。

次に「4. 一般会計歳入歳出予算事項別明細書」の歳出であります、

教育委員会事務局の関連経費としては、こども課関連予算を含む「3款 民生費」が、前年度比で約5億8,003万円、率にして8.9%の増となっています。また、教育総務課、学校教育課の関連予算であります「10款 教育費」は、前年度比で約13億8,425万円、率にして5.7%の増となっております。増額の主な理由は、名木野小学校長寿命化工事に係る工事請負費の増によるものであります。

次に「6. 一般会計歳入歳出予算の推移」では、平成28年度からこれまでの一般会計予算の推移がグラフとして表示されております。令和元年度から令和5年度にかけて実質予算においては大規模事業への投資に目途が付いた為、財政規模が平準化していますが、令和6年度から学校長寿命化事業を実施することから増加しております。なお、令和2年度に予算が大きく伸びているのは、ガス事業譲渡等の特殊要因によるものであります。

次に、「第5次見附市総合計画の基本目標を実現するための主要事業一覧表」については、担当課ごとに、こども課、学校教育課、教育総務課の順番で説明させていただきます。

こども課長

主要事業一覧表、「1 人と自然が共生し健やかに暮らせるまちづくり」の(1)「日本一健康なまちを目指します」 ①「健康寿命を伸ばすための健康づくりを推進します」では、「子どもの感染症予防事業」6,534万7千円につきまして、予防接種法の定期接種の対象となっているワクチンの接種に加え、任意接種であるインフルエンザワクチンの接種費用に対しての助成を行うものです。

「小児生活習慣病予防事業」344万2千円は、小学4年生、中学1年生を対象に血液検査及び血圧健診による生活習慣病健診を実施し、事後指導として食生活の改善指導をはじめ、健診結果により要指導となった児童生徒には個別の指導を実施するものです。

(2)「だれもがいきいきと暮らせるまちを目指します」 ⑥「だれもが ICT を活用できる環境整備を推進します」では、「保育園業務支援システム運用」178万2千円につきまして、保育園の登降園管理や連絡事項等をWEBで管理することにより保護者の利便性の向上と保育士の業務軽減を図ります。

「4. 人が育ち、人が交流するまちづくり」 (1)「子育て環境の充実に努めます」
①「仕事と子育てが両立できる環境を整備します」では、「公立保育所運営事業」、「広域入所委託事業」、「私立保育所運営事業」、「認定こども園・小規模保育施設運営事業」により、保護者のニーズに対応した保育を行います。

新規事業の「施設修繕（エアコン設置、カメラ付き玄関電気施業関係）」496万9千円は、公立保育園の保育室のエアコン入替と不審者対策としてカメラ付電子錠の設置を行い、安全安心な保育環境の整備を行うものです。

病気の回復期にある子どもを預かる「病後児保育事業」、小学生の放課後の健全育成のため、放課後児童クラブを開設し「放課後児童健全育成事業」に取り組んでまいります。放課後児童クラブは、小学校3年生までの希望者は全員入れるよう体制を確保しています。

「養育支援訪問事業」72万円は、多重な困難を抱える家庭に対して専門性の高い訪問支援員による支援を行います。

「子育て家庭支援事業」172万2千円は、保護者の疾病等の事由により、一時的に子どもの養育が困難になった場合、お子さんを施設や里親などが預かる「子育て短期支援事業」や、ヘルパー派遣により家事援助を行います。

「子どもの居場所運営事業」1,856万円につきましては、プレイラボみつけの運営にかかるもので、主に小学校高学年の利用者が自発的に活動できるよう必要な職員を配置する費用です。

「子ども家庭支援員の配置」774万7千円は、こども家庭センターにおける児童

虐待対応等の強化のために、社会福祉士や保健師等の資格を持つ職員を会計年度任用職員として雇用し、配置するものです。

「一時預かりの実施」174万3千円は、未就学児の一時預かりを行うもので、スタッフの配置に要する費用です。

「誰でも通園制度の実施」132万円は、2歳までの未就園児を対象に、就労要件を問わずに、月一定時間までの可能枠の中で、保育園や認定こども園を利用できるようにするものです。

「子育て支援事業補助金」1,260万9千円は、民間認定こども園が、令和6年度から実施している「地域子育て拠点事業」に対する補助金です。

②「安心して妊娠・出産できる環境を整え、子育て支援体制を整備します」では、『出生祝い品「おくるみ」贈呈（ぞうてい）事業』157万3千円ですが、地元産ニットの上質なおくるみを出生祝い品として贈呈することで、地域全体で出生をお祝いする雰囲気をつくります。

「妊婦のための支援給付金事業」2,773万円は、旧「出産・子育て応援事業」と同じく、出産、育児などの見通しをたてるための伴走型の相談支援と経済的支援を組み合わせた事業であり、経済的支援としては、妊娠届出後の妊婦に5万円、出生届出後に子ども1人につき5万円を給付するものです。

「保育料の基準額表の見直し」831万3千円は、基準額表を見直し、保育料を全体的に1割程度下げることで、子育て世帯への経済的負担の軽減を行うものです。

「第2子保育料軽減の拡大」637万9千円は、新規で実施するもので、国の軽減制度を拡大する形で、第2子の保育料半額の範囲を大幅に広げるものです。国の制度は、保育園等に在園している子どもの中で第1子、第2子と数え、2子目を半額にするものですが、第1子のカウントを18歳までに拡大して、第2子の保育料半額を実施するものです。対象は1、2歳児です。

「子育て支援事業」においては、民間を含め市内4か所の子育て支援センターでの事業等を実施するものです。ほかに、「子育て応援カード」デジタル化に要する費用、ライフデザインセミナーに関する費用、「地域子育て支援事業補助金」等を計上しています。

「子育て応援カードのデジタル化」181万5千円は、新規に取り組むものです。協賛店のご協力で子育て世帯に割引等の特典を提供している子育て応援カードをLINEの画面で提示できるようデジタル化するものです。

「ライフデザインセミナーの開催」60万円は、新規に実施するもので、中学生を対象に、自分の理想とするライフデザイン、例えば、進学や職業、結婚、育児、生きがい、ワークライフバランスなど、を具体的に考える機会を学校と連携して提供するものです。子どもたちが将来に希望を見出し、ライフデザインをよりイメージしやすくなることを期待するものです。

「産後ケア事業」763万4千円は、拡充する事業で、従来の「看護型」「通所型」「日帰り型」に加え、医療機関で行う「宿泊型」を追加して、出産後の母子の心身のケアや授乳・育児相談を行うものです。

妊娠期から子育て世帯の経済的負担の軽減や疾病予防を図るため、「子どもの医療費助成事業」、「子どもの感染症予防事業」、「妊産婦健康診査料助成事業」、「妊産婦医療費助成事業」、「妊婦歯科健康診断事業」、「不育症医療費助成事業」、「不妊治療費助成事業」「妊婦の感染症予防事業」を行います。

「見附版ネウボラ」ですが、妊娠・出産から育児まで切れ目のない様々な支援を展開しています。産前産後のサポートと産後ケア及び就学前の児童発達支援に取り組むものです。

「児童発達支援相談事業」494万円は、就学前までの子どもの発達に関する相談、支援を行うもので、新たに、「小児科医師による相談会」を実施し、相談支援の強化を

図ります。

「みつけ子育て応援券事業」8,717万3千円は、新規で行うもので、子育て世帯に子ども一人当たり1万5千円相当の「市内で使える商品券」を配布する事業です。物価高騰対策として国の交付金を活用して、市独自に実施するものです。

こども課の事業は以上でございます。

学校教育課長

学校教育課の令和6年度事業の概要をご説明いたします。

『(2)たくましく生きていく「生きる力」を育成します』 「①確かな学力の向上を図ります」では、師がくの充実を図るために75万9千円を計上しています。これは「主体的・対話的で深い学び」を具現するために、教育センター嘱託指導主事の他に、2名の外部指導者が教師にマンツーマンで指導に当たり、授業改善、指導力向上に努めてまいります。

中学校部活動外部顧問派遣事業では252万2千円を計上しています。地域スポーツクラブ活動体制整備事業とともに、子どもの多様な活動保障と教員の負担軽減を目指します。

中学校英語検定受検補助事業では241万3千円を計上しています。英語の学力向上、英語に対する学習意欲の向上をめざし、全中学1年生と全中学3年生を対象として、英語検定受検料を補助します。

「②豊かな人間性と社会性の育成を図ります」では、見附18年教育推進事業に634万8千円を計上しています。スクールアカウンタビリティやスマートウェルネススクールの推進、副読本「みつけ塾」の活用など、0歳から18歳までの一貫した切れ目のない教育支援を行い、ふるさと見附を愛し世に役立つことを喜びとする子どもの育成を目指します。

みつけJobチャレ教育（アントレプレナーシップ教育）の推進では、22万3千

円を計上しています。小・中・特別支援学校において、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら、新しい価値を創造する力など、これからの時代を生きていくために必要な力を育成するために、官民学が協働して事業を推進していきます。令和7年度は新たに「みつけJobチャレ図鑑」の作成に着手し、学校と事業所等との連携を強化します。

「③健やかな体の育成と体力向上を図ります」では、スマートウエルネススクールの推進に346万4千円を計上しています。スマイルハンドブックの活用やフッ化物洗口等の歯科衛生を推進していきます。

次に「(3) 地域の人材と資源を活用した教育の充実に努めます」 「①地域連携の充実を図ります」では、わくわく体験塾に51万5千円を計上いたしました。「わくわく体験塾」開設講座の充実を図り、小学生にわくわく・ドキドキ・感動する体験を提供します。また、「スクールアカウンタビリティ」は、令和7年度は、11月16日(日)に開催予定です。

「(4) 快適な学びの空間、充実した教育環境を整備します」の「①多様なニーズに対応した教育支援の充実を図ります」では、学校補助員の配置に8,060万7千円を計上しています。小中特別支援学校に計37名を配置します。

学校における事務的業務を補助的に行う教育業務支援員(スクールサポートスタッフ)の配置に672万2千円を計上しています支援員は8校に4名を配置し、教員の負担軽減を図り、児童生徒へのきめ細やかな指導に注力できる教育環境づくりを目指します。就学援助事業では5,115万5千円を計上しています。支援については国の基準に準じた支援を行っていきます。

「② 安心安全で快適な教育環境の整備を進めます」では6万5千円を計上しています。いじめ等重大事態が発生した際に、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行うため、見附市重大事態対策委員会を設置いたします。

不登校児童生徒に対する支援の充実では482万7千円を計上しています。見附教育支援センターと公民館と併設するふるさとセンターでのふるさと教育支援センター（すこやかルーム別室）において、不登校児童生徒を地域総がかりで支え、社会的自立をはかることを目的として、多様な学びの環境を構築します。

令和7年度よりスクールソーシャルワーカーの配置に142万円を計上しています。これは子どもの状態や家庭環境を適切にアセスメントし、本人・保護者に支援・助言し、必要な関係機関とつなぐための専門家であるスクールソーシャルワーカーを設置し、早期の相談体制、関係機関への連携など重層的な支援を実施します。

以上でございます。

教育部長

教育総務課分を説明いたします。

「4 人が育ち人が交流するまちづくり」 「(1) 子育て環境の充実に努めます」

「②安心して妊娠・出産できる環境を整え、子育て支援体制を整備します」の「学校給食費補助事業」では、1,843万円を計上しています。

令和5年度の実績は、対象者数249人、補助金交付額が8,746万円で、給食費無償化の影響で減少しました。令和7年度分の交付額は給食費の値上げ分もあり増加する見込みです。

「(3) 地域の人材と資源を活用した教育の充実に努めます。」 「①地域連携の充実に図ります」の「アースプロジェクト事業」158万4千円は、前年度比で119万8千円の減となっています。

「(4) 快適な学びの空間、充実した教育環境を整備します。」 「①多様なニーズに対応した教育支援の充実に図ります」の「小中学校通学支援事業」1,004万8千円、前年度比103万9千円の増ですが、オープンスクール通学補助金の他に、冬期に遠距離通学している地区の中学生のバス通学や小学1、2年生を対象に1月、2

月の登下校に要するバスやタクシー等の送迎費用を計上するものであります。

「②安心安全で快適な教育環境の整備を進めます」の「望ましい教育環境の検討」で336万5千円、前年度比150万円の増ですが、学校配置等検討委員会の答申を踏まえ「学校適正配置計画」策定に向けて市民アンケートを実施するものです。

同じく「名木野小学校長寿命化事業（工事）」で監理業務委託費とあわせて、10億9,128万5千円を計上いたしました。「学校施設長寿命化計画」に基づき、名木野小学校の長寿命化改良工事を令和6年から7年の2か年計画の継続費として行うものであります。

同じく、「給食用食器の入替」の597万7千円であります。給食で使用している食器の経年使用に伴う摩耗や破損等の入替を年次計画で行うもので、4年計画の3年目であります。

「5 行政経営計画」 「(2) 収入の確保に努めます。」 「学校給食センター使用料・貸付料収入」の3,243万9千円ですが、給食センターが稼働していない時間帯に施設の一部を民間事業者に貸し出し、料金を徴収することにより学校教育施設の維持管理費の確保を図るものであります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

齋木委員

「誰でも通園制度」は、今、子育て支援センターで行っている「一時預かり」が、保育園でも行えるということでしょうか。どう違うのでしょうか。

こども課長

「一時預かり」と「誰でも通園制度」はとても近い制度で、実施している保育園も戸惑っているところです。どちらの制度も似ているという認識でよろしいかと思います。

今後、国としては、もう少ししっかり制度化し、給付していく事業というイメージを持っているようです。具体的な内容はまだ決まっていますが、今後は若干変わってくることもあるかも知れません

齋木委員

金額に差が生じることはあるのでしょうか。

こども課長

現在、金額に差はあります。「誰でも通園制度」は保護者負担300円ですが、「一時預かり」は、「子育て支援カード」を提示することで、「誰でも通園制度」より安くなります。

教 育 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第9号「教職員（管理職）人事の内申について」を議題とします。

この議題につきましては、令和7年度当初の教職員人事でありますので、内示の日までは公開できません。従って、本議題の審議は「非公開」にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案の審議は「非公開」とすることとし、審議を進めることとします。

事務局は、会議録の調整につき、対応をお願いします。

なお、本議題に係る資料等につきましては、審査終了後に回収させていただき、内示後に改めて配布させていただきますので、ご了承願います。

----- ここから非公開審議 -----

----- ここまで非公開審議 -----

教 育 長

ここで、非公開と決定しました議第9号の審議が終了しましたので、議事録の調整をお願いします。

本案に関する議案書等の資料を回収いたします。事務局は対応願います。

教 育 長

以上で、本日提出された議題の審議は、全て終了しました。

これにて、令和7年第1回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

15時00分 閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

渡邊 茂夫

議事録署名委員

小倉 美砂子